

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正
する条例

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（平成5年三鷹市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項の「及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額」を削る。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から適用する。

提案理由

期末手当の支給基礎額を引き下げするため、本案を提出します。

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例新旧対照表

改 正 案	現 行																
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 期末手当は、市議会議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して支給する。基準日前1月以内に退職等をした市議会議員についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職等をした日現在）において、同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に、6月に支給する場合には100分の195、12月に支給する場合には100分の220を乗じて得た額に、基準日前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月</td> <td style="text-align: center;">100分の100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月以上6月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 期末手当の支給日は、市長の期末手当の支給日の例による。</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	3月以上6月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 期末手当は、市議会議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して支給する。基準日前1月以内に退職等をした市議会議員についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職等をした日現在）において、同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の195、12月に支給する場合には100分の220を乗じて得た額に、基準日前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月</td> <td style="text-align: center;">100分の100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月以上6月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 期末手当の支給日は、市長の期末手当の支給日の例による。</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	3月以上6月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																
6月	100分の100																
3月以上6月未満	100分の60																
3月未満	100分の30																
在職期間	割合																
6月	100分の100																
3月以上6月未満	100分の60																
3月未満	100分の30																